



For your future™

News Release

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK:945

報道関係者各位
2012年2月15日

外貨建定額個人年金保険「パワー・カレンシー」を販売開始

マニライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: クレイグ・ブロムリー、以下マニライフ生命)は、2012年2月16日より外貨建定額個人年金保険「パワー・カレンシー」をプランライト・アドバイザー(PA、自社営業職員)チャネルで販売いたします。

「パワー・カレンシー」は、積立金を米ドル建・豪ドル建で運用する定額個人年金保険です。「外貨建」で運用し、目標額に到達した場合は、運用成果を「円建」で確保できます。

「パワー・カレンシー」の特長

- ご契約時に契約通貨(米ドル・豪ドル)をご選択いただき、ご契約日に設定された積立利率で運用します。
- 目標額に到達した場合は、運用成果を「円建」で確保することができます。
 - 円建で目標額を設定できます。
 - ご契約日の1年経過後から、目標額への到達を毎日判定します。
※判定は、マニライフ生命が指定する金融機関の営業日に行います。
 - 目標額に到達した場合、円建年金へ移行し、据置期間満了日の積立金額を年金原資として、円建の確定年金(5年)で年金をお支払いしますので、自動的に運用成果を「円建」で確保できます。
 - 目標額に到達しなかった場合は、ご契約時に確定した年金原資をもとに契約通貨建の確定年金(5年)で年金をお支払いします。

マニライフ生命は、お客様の信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、お客様お一人おひとりのニーズに合った最適な解決策をご提供しております。今後ともマニライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集し、より一層多くのお客様に喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

用語について

基本保険金額: 死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。

据置期間: ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間です。

積立利率: 積立金額の計算および市場価格調整率の計算等に用いる利率で、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき原則として毎月2回(1日と16日)設定され、ご契約日に設定されている積立利率が適用されます(ご契約日に設定されている積立利率が変更されることはありません)。

積立利率は、契約通貨に応じて異なります。

年金原資: 年金支払開始日前日の積立金額です。

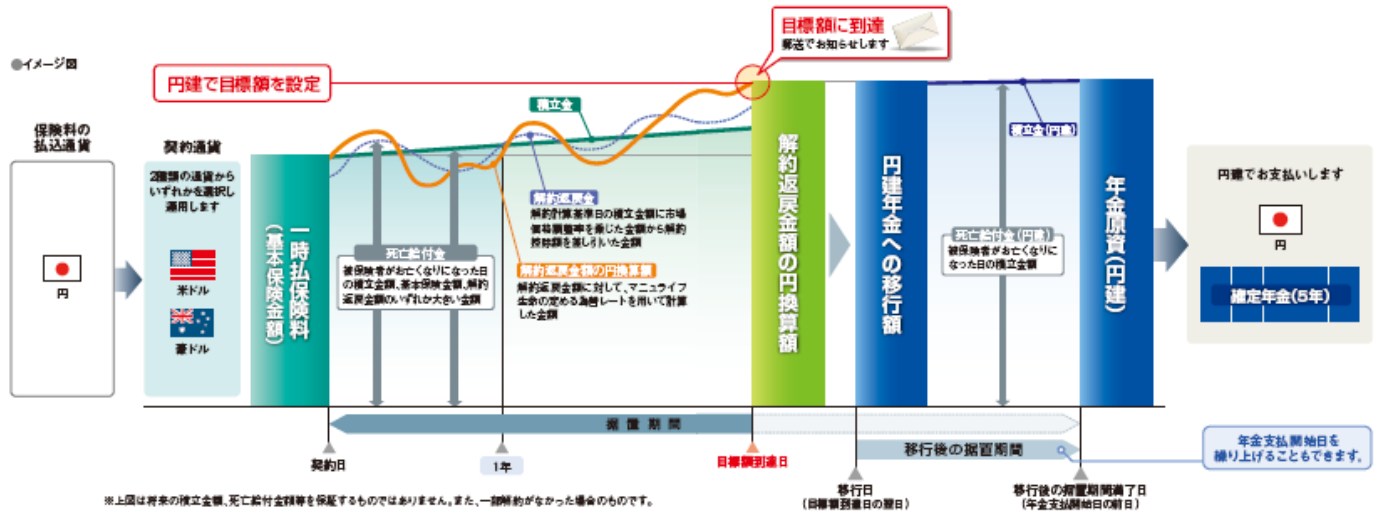
マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社(「マニユライフ生命」)は、マニユライフ・ファイナンシャルのグループ企業です。

マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界21ヵ国・地域で事業を展開している金融サービスのリーディング・グループです。マニユライフは信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、人生で最も重要な資金面の決断を行う際の解決策を、お客さまにお届けすることを目指して、2012年で創業125周年を迎えました。同社職員、エージェンต์および販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、世界各地の数百万のお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供しています。また、世界各地の機関投資家のお客さまには、資産運用サービスもご提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルとその子会社の管理運用資産は、2011年12月31日現在5,000億カナダドル(4,910億米ドル)となっています。カナダおよびアジア地域ではマニユライフ・ファイナンシャル(マニユライフ)として、米国においては主にジョン・ハンコックとして事業を展開しています。マニユライフ・ファイナンシャルは、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細はホームページ(www.manulife.com)をご覧ください。マニユライフ生命のホームページは次の通りです。(www.manulife.co.jp)

<参考資料>

<イメージ図(目標額に到達した場合)>



この保険にはリスクがあります

この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額を計算する際にご契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、「解約返戻金額*」または「年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*」が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

各種お取り扱いについて

契約通貨建保険料のお取り扱い	円貨による最低払込額は500万円となります。 なお、契約通貨に換算後の保険料の取扱いは以下のとおりです。	
	契約通貨	米ドル
	最低保険料	20,000米ドル
	最高保険料	5億円相当額*
	*同一被保険者で、マニユライフ生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約のご契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。 ※契約通貨を重複して選択することはできません。また、ご契約後に契約通貨を変更することはできません。	
保険料の払込通貨	保険料の払込通貨	円
	取扱単位	10,000円
	※契約通貨の一時払保険料の取扱単位は、米ドルのときは1米ドル、豪ドルのときは1豪ドルとなります。	
据置期間	10年	
被保険者の契約年齢	0歳～80歳(満年齢)	
告知について	告知していただく事項はありません。	
保険料の払込方法	一時払のみ ※「マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金」に限定しています。	
保障の責任開始日	マニユライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日を責任開始の日(ご契約日)とします。	
年金受取人	ご契約者または被保険者	
契約者配当金	配当金はありません。	
クーリング・オフ	<ul style="list-style-type: none"> ●「パワー・カレンシー」は、クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。 ●お申込後、ご納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。 ●ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除は、書面(封書)により上記の期間内(8日以内の消印有効)にマニユライフ生命の本社までお申し出ください。 	
円支払特約A型	年金・死亡給付金・解約返戻金等を、マニユライフ生命の定める為替レートを用いて円でお支払いする特約です。ご契約者(第1回の年金のご請求の際または年金支払開始日以後は年金受取人、死亡給付金のご請求の際には死亡給付金受取人)のお申し出により、付加または解約することができます。	

※ご契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

諸費用について

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時に解約控除、円建年金への移行後の年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

■ 保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

■ 解約・一部解約時にご負担いただく費用

- 解約・一部解約時にご契約日からの経過年数等に応じてご負担いただきます。

項目	費用	
解約控除	解約に相当する部分の積立金額に、経過年数に応じて7.0%～2.5%の解約控除率を乗じた金額	解約計算基準日または一部解約計算基準日に、解約に相当する部分の積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から控除します。

※解約控除に関する詳しい内容については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」および「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご覧ください。

※円建年金への移行が行われる場合の解約返戻金額の計算の際、解約控除をご負担いただきます。

※円建年金への移行後に解約または一部解約した場合には、解約控除のご負担はありません。

■ 円建年金への移行後の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	
年金管理費 (年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額に0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

■ 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

- つぎの場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「保険料円入金特約A型」により、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
- ②「円支払特約A型」を付加し、年金や死亡給付金等を円でお支払いする場合
- ③「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
- ④「円建年金移行特約」を付加し、円建年金への移行に際して解約返戻金額を円に換算する場合

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
	契約通貨のTTM - 50銭	
④ 「円建年金移行特約」の為替レート	契約通貨のTTM - 50銭	

※平成24年2月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

(登)マニュアル生命(COM)12-10135(24.1.30)